



金 沢 市 公 報

号外第2号の3

令和5年(2023年)3月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市公園条例の一部を改正する条例 (緑と花の課)	4
●条 例		○金沢市における自転車の安全な利用の促進に 関する条例の一部を改正する条例 (歩ける環境推進課)	6
○金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人 憩の家条例の一部を改正する条例 (福祉政策課)	1	○金沢市地区計画等の区域内における建築物等 の制限に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課)	6
○金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例の 一部を改正する条例 (")	1	○金沢市がけ地防災工事資金融資条例の一部を 改正する条例 (道路建設課)	8
○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条 例 (医療保険課)	2		
○子育て支援医療費助成に関する条例及び高齢 者等の医療費の助成に関する条例の一部を改 正する条例 (健康政策課)	2		

条 例

金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金 沢 市 長 村 山 卓

◎金沢市条例第19号

金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例の一部を改正する条例

金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例(昭和54年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表金沢市木曳野老人憩の家の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金 沢 市 長 村 山 卓

◎金沢市条例第20号

金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例

金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例(平成31年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第2項に規定する地区社会福祉協議会」を削る。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「前

各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とする。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において改正前の第3条第2号に掲げる者に該当するものとして避難行動要支援者名簿に記載されている者は、改正後の金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例の規定に基づき避難行動要支援者名簿の名簿情報を避難支援等関係者に提供するまでの間は、改正後の第3条第4号に掲げる者に該当するものとして避難行動要支援者名簿に記載されている者とみなす。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第21号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第26条の6中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第26条の6の10中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第31条第1項中「630,000円」を「650,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改め、同条第5項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改め、同条第6項中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第32条の2第2項中「いう。）」の次に「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知をいう。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第32条の2第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第16条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第26条の6、第26条の6の10並びに第31条第1項、第5項及び第6項の規定は、令和5年度分からの保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

子育て支援医療費助成に関する条例及び高齢者等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第22号

子育て支援医療費助成に関する条例及び高齢者等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(子育て支援医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 子育て支援医療費助成に関する条例(昭和48年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第2条第1項第2号中「15歳」を「18歳」に改め、同条第2項中「監護する」を「監護し、又は生計を同じくする」に改める。

第3条第2項中「第2条第1項第2号」の次に「及び第4号から第6号まで」を加え、「ことにより同条例による医療費の助成を受けることができる」を「ものとして同条例第2条の2第1項の規定により受給者証又は資格証の交付を受けた」に改め、「保護者」の次に「(次項に規定する子どもにあっては、当該子ども)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項に規定するもののほか、独立して生計を営む子どもで同項第2号に該当するものは、この条例により医療費の助成を受けることができる。

第4条第1項中「保護者」の次に「(前条第3項に規定する子どもにあっては、当該子ども。以下同じ。)」を加える。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもに係る医療費にあっては、当該負担した費用のうち入院に係る費用に限るものとする。

第6条第1項中「控除した額とする」の次に「。以下「自己負担額」という」を加え、「1箇月診療分」を「1か月診療分」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、入院に係る費用については、自己負担額を助成の額とする。

(高齢者等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 高齢者等の医療費の助成に関する条例(昭和45年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「65歳未満の者」の次に「(第4号から第6号までに該当する児童を除く。)」を加え、同項第4号中「(第2号に該当する児童及び子育て支援医療費助成に関する条例(昭和48年条例第2号)の規定に該当する子どもを除く。)」を削り、同項第5号及び第6号中「(第2号に該当する児童及び子育て支援医療費助成に関する条例の規定に該当する子どもを除く。)」を削る。

第3条第1項第1号中「及び第2号に掲げる者」を「、第2号及び第4号から第6号までに掲げる者(第3号に掲げる者を除く。)」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 第2条第1項第4号及び第5号に掲げる者(母子家庭の母及び父子家庭の父に限る。) 自己負担額から1か月診療分につき1,000円(当該自己負担額が1,000円未満であるときは、当該自己負担額)を控除した額

附 則

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の子育て支援医療費助成に関する条例及び第2条の規定に

よる改正後の高齢者等の医療費の助成に関する条例の規定は、令和5年10月1日以後の保険診療に係る医療費について適用し、同日前の保険診療に係る医療費については、なお従前の例による。

- 3 第1条の規定による改正後の子育て支援医療費助成に関する条例第4条第1項の規定による子どもに係る医療証の交付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第23号

金沢市公園条例の一部を改正する条例

金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第2号を次のように改める。

(2) 金沢スタジアム

別表第1金沢市民サッカー場の項中「金沢市民サッカー場」を「金沢スタジアム」に、「午後7時まで」を「午後9時まで」に改める。

別表第2第1項の表金沢市民サッカー場の項を次のように改める。

金沢スタジアム	アマチュアスポーツの場合	入場料が無料の場合	フィールド及びスタンド	高校生以下	1時間	2,420円
				一般	1時間	4,400円
			フィールド	高校生以下	1時間	1,480円
				一般	1時間	2,690円
			スタンド	高校生以下	1時間	1,210円
				一般	1時間	2,200円
	入場料が有料の場合	フィールド及びスタンド	高校生以下	1時間	12,100円	
			一般	1時間	22,000円	
		フィールド	高校生以下	1時間	7,400円	
			一般	1時間	13,450円	
		スタンド	高校生以下	1時間	6,050円	
			一般	1時間	11,000円	
アマチュアスポーツ以外の	フィールド及びスタンド			1時間	132,000円	
	フィールド			1時間	80,700円	
	スタンド			1時間	66,000円	

場合			
第1会議室		1時間	1,100円
第2会議室		1時間	1,100円
第3会議室		1時間	550円
第4会議室		1時間	550円
第5会議室		1時間	550円
第6会議室		1時間	820円
第7会議室		1時間	820円
第8会議室		1時間	550円
第9会議室		1時間	550円
第10会議室		1時間	820円
ウォームアップエリア1		1時間	360円
ウォームアップエリア2		1時間	360円
第1特別会議室		1時間	4,510円
第2特別会議室		1時間	4,400円
第3特別会議室		1時間	5,390円
第4特別会議室		1時間	10,340円
にぎわいスペース		1平方メートルにつき 1時間	10円

別表第2第3項中「金沢市民サッカー場」を「金沢スタジアム」に改め、同表第4項の表金沢市民野球場の項の次に次のように加える。

金沢スタ ジアム	1,500ルクス	1時間	19,800円
	1,000ルクス	1時間	7,920円
	500ルクス	1時間	3,960円
	200ルクス	1時間	1,980円

別表第2第6項を同表第8項とし、同表第5項の次に次の2項を加える。

6 金沢スタジアムの附属設備を使用する場合は、次の表の額を別に徴収する。

区 分			使用の単位	額
大型映像装置	アマチュアスポーツの場合	入場料が無料の場合	1時間	1,540円
		入場料が有料の場合	1時間	2,310円
	アマチュアスポーツ以外の場合		1時間	7,700円
放送設備			1時間	660円

7 金沢スタジアムの第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室、第5会議室、第6会議室、第7会議室、第8会議室、第9会議室、第10会議室、第1特別会議室、第2特別会議室、第3特別会議室及び第4特別会議室において、冷房又は暖房の装置を使用するときは、基本利用料金の額の2割5分に相当する額を別に徴収する。

別表第5第2項の表中「460円」を「490円」に、「150円」を「160円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第5第2項の表の改正規定は令和5年7月1日から施行する。
- 2 金沢スタジアムの管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第24号

金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「に努める」を「を実施する」に改める。

第16条第1項中「確認するよう努めるものとする」を「確認しなければならない」に改め、同条第2項中「提供するよう努める」を「提供し、及び自転車損害賠償保険等への加入を勧める」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項及び第2項の改正規定は、石川県自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する条例（令和4年石川県条例第34号）附則ただし書に規定する規定のうち同条例第17条第1項及び第2項の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第25号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

78	北陽台1丁目地区 地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画北陽台1丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	----------------------	--

別表第2に次のように加える。

78 北陽台1丁目地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	(1) 畜舎 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 保育所その他これに類するもの (4) 公衆浴場、診療所又は自動車教習所 (5) 店舗その他これに類するもの (6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (7) カラオケボックスその他これに類するもの
	敷地面積の最低限度	1,000平方メートル
	壁面の位置の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地若しくは水路（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 (1) 道路境界線については、2メートル (2) 隣地等の境界線については、1メートル
	垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）

別表第3に次のように加える。

22	北陽台1丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画北陽台1丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	------------------	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市がけ地防災工事資金融資条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第26号

金沢市がけ地防災工事資金融資条例の一部を改正する条例

金沢市がけ地防災工事資金融資条例（昭和49年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「こう配」を「勾配」に、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

令和5年(2023年)3月23日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄